

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 研究開発費の割増損金算入制度

中国では、国内産業の高付加価値化を目指し、様々な優遇税制を設けています。例えば日本と中国の合弁製薬メーカーが、新薬の開発のために、研究開発費を支出した場合には、割増損金算入が認められます。今回は、研究開発費割増損金算入制度の概要等を紹介します。

1. 制度の概要と適用対象

6つの国家重点支持ハイテク分野¹と「目前優先発展のハイテク産業化重点領域指南」²に定められた研究開発活動に用いられた次の研究開発費について、①費用処理を行った場合には、実際発生額の150%を損金算入し、②無形資産に計上した場合には、無形資産取得価額の150%相当分を10年以上にわたって減価償却することが認められました³。

- ✧ 新製品設計費、新プロセス規程制定費及び研究開発費に直結する技術系図書資料費、資料翻訳費
- ✧ 研究開発活動に用いられた材料費、燃料費及び動力費
- ✧ 研究開発者の給与、賞与、手当等
- ✧ 研究開発活動専用の測定計器、設備に係る減価償却費またはリース料
- ✧ 研究開発活動専用のソフトウェア、特許権、ノウハウ等の無形資産に係る減価償却費
- ✧ 中間実験と試作用の金型、設備開発費及び製造費
- ✧ 探査・開発技術の現場実験費
- ✧ 研究開発成果の検証、審査、検証費用
- ✧ 研究開発者のために負担する社会保険料、研究開発活動専用の測定機器、設備に係るメンテナンス料・修繕費、見本用設備取得費、新薬開発用の臨床試験費、研究開発成果の鑑定費用

2. 制度適用の否認事例

本制度は、現地所轄科学技術局または経済信息委員会及び税務署による認可申請制です。認可にあたって、実務上次のような否認事例が、しばしば見受けられます。

- ✧ 研究開発と経常的な事業活動費用が明確に区分されていない場合

例えば適用対象法人が、研究開発部門を特に設置しておらず、経常的な事業部門の一部として研究開発を行っている場合には、所轄税務署は、上記の制度適用対象費用であっても、研究開発と経常的な事業活動費用が明確に区分されておらず、かつ書類そのものに信ぴょう性に欠け、不備があるとして、研究開発費の割増損金算入を認めない場合があります。

- ✧ 研究開発を外部に委託した場合

研究開発の一部または全部を外注した適用対象法人が、受託側から本研究開発プロジェクトに係る費用明細その他の関連証憑の一部しか入手していない場合には、入手していない分に対応する研究開発費の割増損金算入が認められないとされています。

¹ 詳細は「国家重点支持的高新技術領域」に定められた分野別目録を参照。

² 詳細は「当前優先発展の高技術産業化重点領域指南」（2011年度版）に定められた分野別目録を参照。

³ 「企業研究開発費用損金算入管理弁法（試行）」（国税[2008]116号）・「研究開発費損金算入の関連政策問題に関する通知」（財税[2013]70号）。

お見逃しなく！

本制度の認可申請は、次のステップで行われます。

時 期	申 請 部 門
研究開発開始日から1カ月以内 ⁴	①現地の科学技術局または経済情報委員会による認可申請 →「企業研究開発項目確認書」発行
	②現地所轄税務署による認可登記 →「企業研究開発項目登記情報告知書」発行
確定申告時（翌年5月末までの間）	③現地所轄税務署への認可用諸書類の提出

なお、①の科学技術局または経済情報委員会により認可が下りたとしても、上記否認事例のような事実を②または③の所轄税務署が認定した場合には、認可されないことに留意すべきです。

また、本制度による損金算入をより客観性のある立場から検証し、所轄税務局から否認を免れるために、申請法人は実務経験豊富な会計事務所等の専門機関に研究開発費割増損金算入に関する特定監査報告書または鑑定報告書の発行を依頼することが対応策として考えられます。

⁴ なお、1カ月以内が一般的とされているが、現地申請部門に事前確認する必要がある。